

第6期松田町障害福祉計画・  
第2期松田町障害児福祉計画

令和4年3月  
松田町



## はじめに

松田町では障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「第3次松田町障害者計画」及び「第5期松田町障害福祉計画・第1期松田町障害児福祉計画」を策定し、各施策を展開してきました。

昨今では、支援の必要な方が、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えて、複合的な支援を必要とするといった状況もみられており、年齢を重ねても、多様な生活課題を抱えても、総合的な支援を受けやすくする必要性が生じてきています。

このような状況の中、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障がいのある方の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「松田町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、近年の国の障害者支援関連の計画、法令の策定・改正状況をも踏まえつつ、新たに令和3年度を初年度とした「松田町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後はこれらの計画に基づき、障がいを理由として差別されることなく、一人ひとりの意思と個性を互いに尊重しあえる社会の推進と、それぞれの障がいの特性を踏まえた施策の展開を、近隣市町及び県と連携を取りながら、計画的に進めてまいります。

最後になりますが、この度の計画策定にあたりましてご尽力をいただきました関係機関のみなさまをはじめ、パブリックコメントにおいて、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和4年3月

松田町長 **本山博幸**



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の考え方</b>	<b>1</b>
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	8
5	計画の対象	9
6	計画の策定方法	9
7	計画の点検・評価について	9
<b>第2章</b>	<b>障がいのある方を取り巻く現状</b>	<b>10</b>
1	人口	10
2	障がいのある方の現状	12
3	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績	15
<b>第3章</b>	<b>計画の理念及び視点</b>	<b>19</b>
1	計画の基本理念	19
2	計画策定の基本的な視点	20
<b>第4章</b>	<b>障がい福祉サービスの体系</b>	<b>21</b>
1	サービス提供体制の全体像	21
2	自立支援給付	22
3	地域生活支援事業	23
<b>第5章</b>	<b>障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 (第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)</b>	<b>24</b>
1	成果目標	24
2	障がい福祉サービスの見込量	29
3	地域生活支援事業の見込量	39
4	障がい児福祉サービスの見込量	49
<b>第6章</b>	<b>計画の推進に向けて</b>	<b>53</b>
1	施策相互の連携・ネットワーク化	53
2	国・神奈川県・近隣市町との連携	53
3	住民・民間団体・事業者との連携	53
4	障害福祉サービス等の提供体制の整備	54

資料編	55
1 用語説明	55

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合で、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害のある方の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「松田町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、近年の国の障害者支援関連の計画・法令の策定・改正状況をも踏まえつつ新たに令和3年度を初年度とした松田町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することとしました。

なお、松田町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、令和3年3月までに策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により改訂作業を1年間先送りし、令和4年3月に策定したものです。

---

## 2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

---

### (1) 国の基本計画

#### ① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

##### <基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

##### <基本的方向>

1. 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

##### <総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進



## (2) 関係法の動向

### ① 関連法の制定・改正

#### ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

#### イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

#### ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

#### エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある方が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

#### オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

#### カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す

### （3）障害福祉計画の見直しの動向

① 国の基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえ農福連携の更なる推進を図るとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

## オ 発達障害者等支援の一層の充実

---

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

## カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

---

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

## キ 障害者による文化芸術活動の推進

---

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

## ク 障害福祉サービスの質の確保

---

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

## ケ 福祉人材の確保

---

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

## ② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

### ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

### イ 障害福祉人材の確保

---

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

## ウ 障害者の社会参加等を支える取組

### (障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

## エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である方等及びその家族に対する支援を行う必要がある

## オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である

- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

#### カ 農福連携等に向けた取組

---

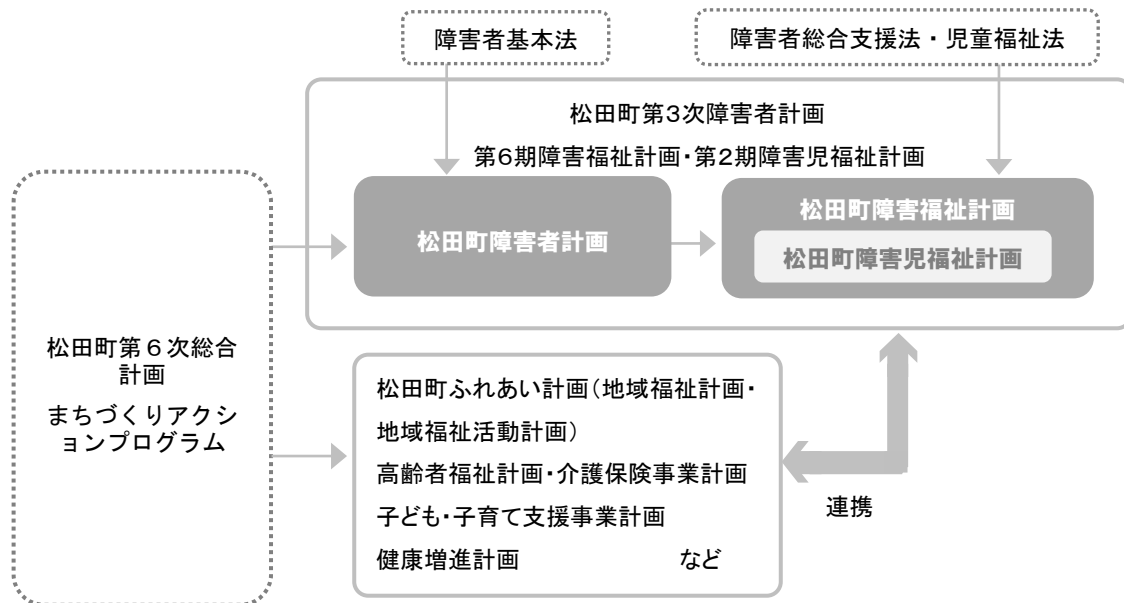
- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

### 3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、第4次障害者基本計画（国）や関連法・指針等を踏まえて策定するとともに、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども子育て支援事業計画松田町ふれあい計画などの関連計画との整合性を保ちながら策定したものです。

図1 計画の位置づけ



### 4 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

---

## 5 計画の対象

---

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を対象とします。

---

## 6 計画の策定方法

---

障害者団体、福祉関連団体、関連行政機関等にご協力いただき、計画内容について確認およびパブリックコメントを実施し、本計画を策定しました。

---

## 7 計画の点検・評価について

---

松田町では「松田町障害者基本計画等策定委員会」を年1回以上開催し、障害福祉計画の点検・評価機能を行う場に充ててきました。

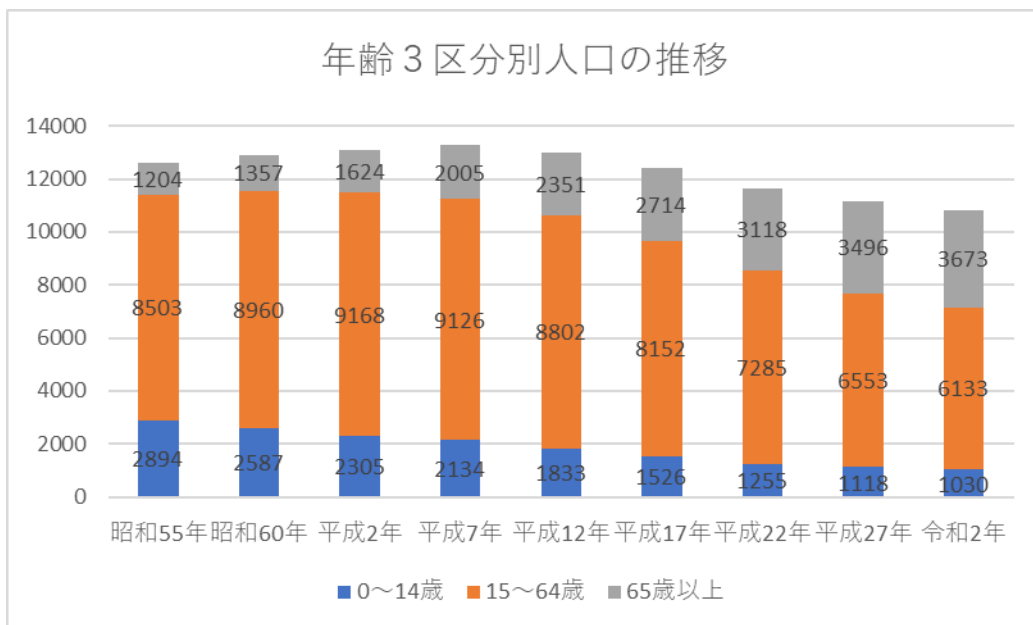
障害児福祉計画で設定した成果目標及びサービス利用見込量についても同様に、「松田町障害者基本計画等策定委員会」にて点検・評価を行い、過不足なくサービスを実施できる体制を整えます。

# 障がいのある方を取り巻く現状

## 1 人口

### (1) 人口の推移

松田町の国勢調査における昭和55年以降の年齢3区分人口の推移をみると、0～14歳人口は昭和55年以降、15～64歳人口は平成2年以降減少傾向となっています。一方、65歳以上人口は、昭和55年以降増加しており、令和2年で3,673人となっています。

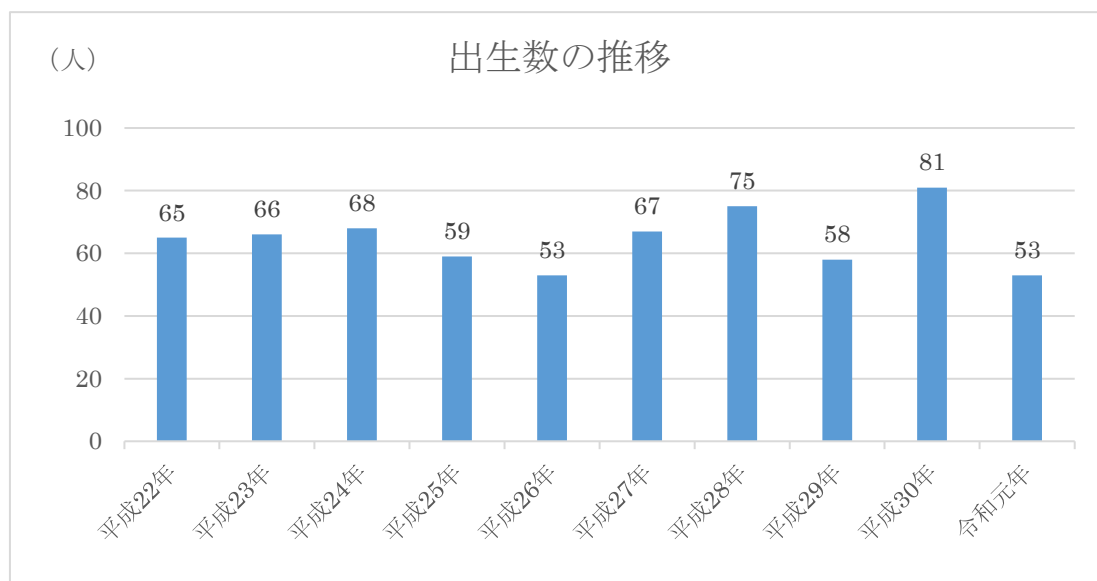


資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (2) 出生数の推移

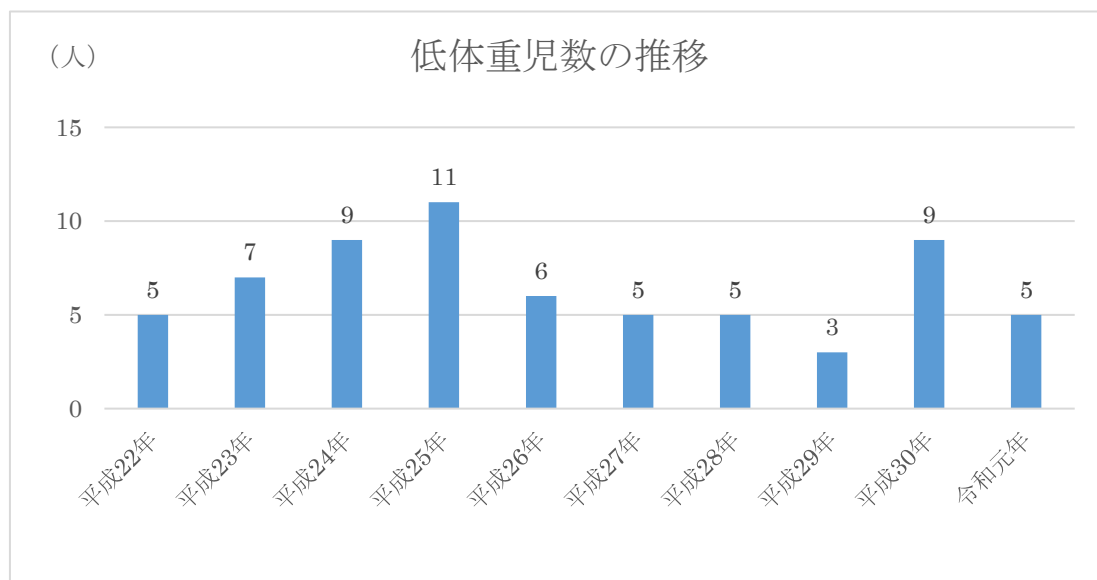
平成22年以降10年間の出生数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和元年で53人となっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

## (3) 低体重児数の推移

平成22年以降10年間の出生数の推移をみると、増減を繰り返しており、令和元年で5人となっています。

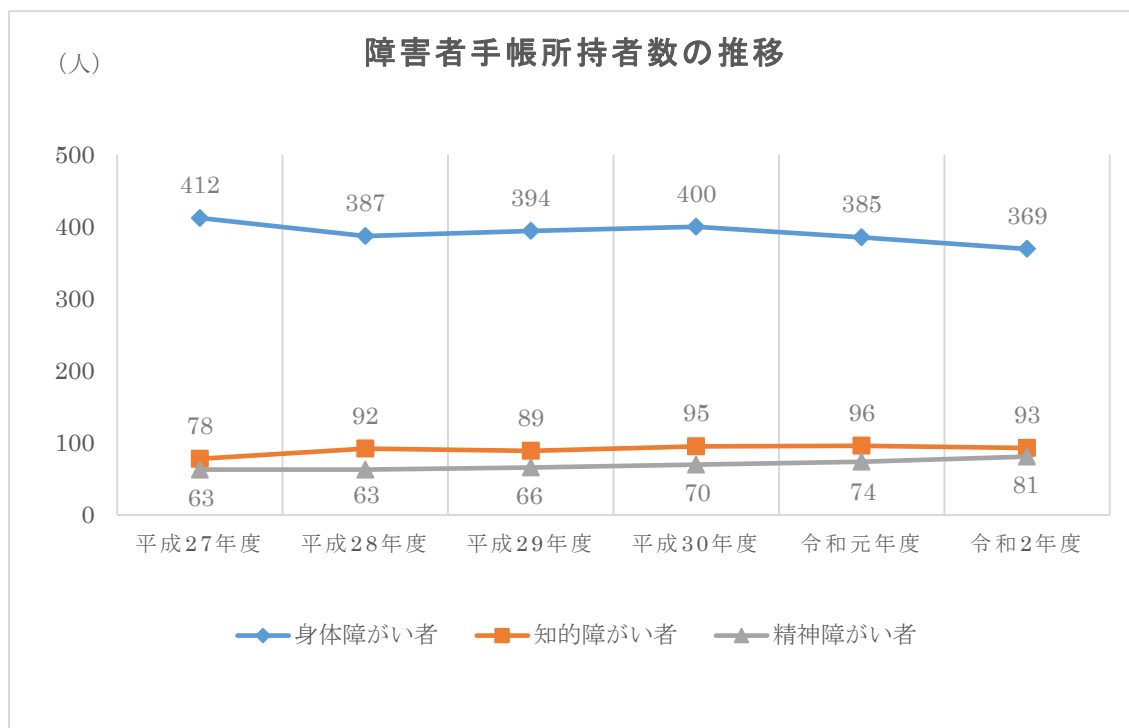


資料：神奈川県衛生統計年報

## 2 障がいのある方の現状

### (1) 松田町の手帳所持者数

令和2年度の身体障害者手帳所持者数は369人、療育手帳所持者数（知的障がい者）は93人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は81人です。



### (2) 身体障がいのある方の状況

#### ①身体障害者手帳所持者数（等級別）

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。等級別にみると、1級が最も多く、令和2年度では137人となっています。

年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	151人	142人	142人	130人	136人	137人
2級	70人	65人	64人	56人	57人	52人
3級	61人	57人	56人	55人	52人	49人
4級	94人	91人	98人	101人	101人	91人
5級	24人	20人	20人	20人	21人	20人
6級	12人	12人	14人	16人	18人	20人
合計	412人	387人	394人	378人	385人	369人

資料：福祉課（各年3月31日現在）

## ②身体障害者手帳所持者数（部位別）

身体障害者手帳所持者数を部位別にみると、肢体不自由は年々減少傾向にあるものの、その他の部位は横ばいとなっています。また、肢体不自由の障がい者が最も多く、令和2年度では173人となっています。

部位別 身体障害者手帳所持者数の推移

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障がい	30人	28人	26人	26人	27人	29人
聴覚・平衡機能障がい	22人	22人	23人	20人	21人	23人
音声・言語・そしゃく機能障がい	6人	5人	4人	4人	4人	5人
肢体不自由	228人	204人	206人	189人	188人	173人
内部障がい	126人	128人	135人	139人	145人	139人
合計	412人	387人	394人	378人	385人	369人

資料：福祉課（各年3月31日現在）

## （3）知的障がいのある方の状況

令和3年3月31日現在の療育手帳所持者数は93人でした。等級別にみるとB2が最も多くなっております。

療育手帳所持者数の推移

等級	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1	11人	10人	14人	14人	14人	12人
A2	20人	20人	18人	19人	19人	20人
B1	14人	21人	22人	24人	24人	24人
B2	33人	41人	35人	38人	39人	37人
合計	78人	92人	89人	95人	96人	93人

資料：福祉課（各年3月31日現在）

#### (4) 精神障がいのある方の状況

令和3年3月31日現在の精神保健福祉手帳所持者数は81人でした。手帳所持者数は年々増加する傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	11人	8人	7人	7人	5人	5人
2級	40人	39人	41人	44人	47人	49人
3級	12人	16人	18人	19人	22人	27人
合計	63人	63人	66人	70人	74人	81人

資料：福祉課（各年3月31日現在）

### 3 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果 目標と実績

#### (1) 福祉施設から入所者の地域生活への移行

##### ◆国の基本指針

○施設入所者数の削減

令和2年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

○施設入所者の地域移行

令和2年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行

##### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末の施設入所者数	—	17人	平成28年度末の施設入所者数
削減数	1人	0人	令和2年度末段階での削減数
地域生活移行者数	1人	0人	平成28年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数

施設入所者の削減数及び地域生活移行者数について、目標値1人を見込んでおりましたが、目標達成できませんでした。

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### ◆国の基本指針

○協議の場の設置

令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

##### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます(1市5町)。

協議の場においては、未設置となっており、引き続き、令和5年度末までに圏域内で協議の場の設置に向けて検討します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ◆国の基本指針

- 令和2年度末までに、障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

#### ■松田町の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます(1市5町)。

地域生活支援拠点等の設置については、未設置となっており、引き続き、令和5年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項についてはPDCAに基づき検証と検討を行います。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ◆国の基本指針

- 福祉施設から一般就労への移行  
平成28年度実績の1.5倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加  
令和2年度末時点で平成28年度末の実績から2割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加  
令和2年度末までに、利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上に
- 就労定着率の安定  
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%に

#### ①福祉施設から一般就労への移行

#### ■松田町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	備考
令和2年度の一般就労移行者数	8人	1人	令和2年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の見込み

福祉施設から一般就労への移行については、目標値8人に対し、1名の移行者となり、目標未達成となっています。

## ②就労移行支援事業の利用者数

### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	備考
令和2年度の年間利用者数	6人	7人	令和2年度の就労移行支援利用者の見込み

就労移行支援事業の利用者数は、目標値6人に対し、7名の利用者数となり、目標達成となっています。

## ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

本町には該当施設がないため、目標値は設定しておりません。

## ④就労定着支援事業の利用者数

### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	備考
令和2年度の職場定着率	10割	10割	令和2年度の職場定着率

就労定着支援事業利用者の職場定着率は目標値10割に対して、10割の定着率となり、目標達成となっています。

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ◆国の基本指針

- 児童発達支援センターの整備  
令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- 保育所等訪問支援の提供体制の整備  
令和2年度末までに、各市町村において利用できる体制を構築
- 重症心身障がい児を支援する事業所の確保：  
令和2年度末までに、各市町村又は各圏域で重症心身障がい児を支援できる体制を整備した児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備  
平成30年度末までに、各市町村又は各圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を1箇所以上設置

### ①児童発達支援センターの設置

#### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	2箇所	2箇所設置済み	ほうあんふじ・ほうあんうみの2箇所

### ②保育所等訪問支援の利用体制の構築

#### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
体制の構築	1箇所	1箇所設置済み	ほうあんふじの1箇所

### ③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	1箇所	1箇所設置済み	太陽の門放課後等デイサービスセンター「キャンパス」1箇所

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### ■ 松田町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます（1市5町）。



---

## 1 計画の基本理念

---

第6期松田町障害福祉計画・第2期松田町障害児福祉計画では、下記の4つの基本理念を掲げ、取り組みを推進していきます。

### (1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

### (2) 障がいの種別・状況によらない充実した支援の提供

障がいのある方が地域で障がい種別や特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス提供の充実に取り組みます。また、発達障がいや高次脳機能障がいのある方については、精神障がいのある方に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている等、制度の周知に努めます。

### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題への対応や、障がいのある方の生活を地域全体で支えるため、企業や福祉施設、関係機関等の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

### (4) 障がいのある児童の健やかな成長のための切れ目のない支援体制の構築

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期の健診等による早期発見から就学中の教育的支援、卒業後の地域での生活支援や就労への移行支援まで、一貫して効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

---

## 2 計画策定の基本的な視点

---

障害福祉計画の策定にあたって、計画の基本理念を踏まえて障がいのある方の地域生活を進めていくための基本的な視点は、次の通りです。

### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組みます。また、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのための規定の整備

精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）のある方でも地域生活を安心して送ることができるよう、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けて、保健・医療・福祉等の専門分野が集う協議体制の広域的な整備を図ります。

また、この地域包括ケアシステムの実現を視野に入れ、長期入院中の精神障がいのある方のうち、一定数が地域生活へ移行できるよう支援の充実に努めます。

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する規定の整備

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実に図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### (4) 県及び近隣市町との連携・協力

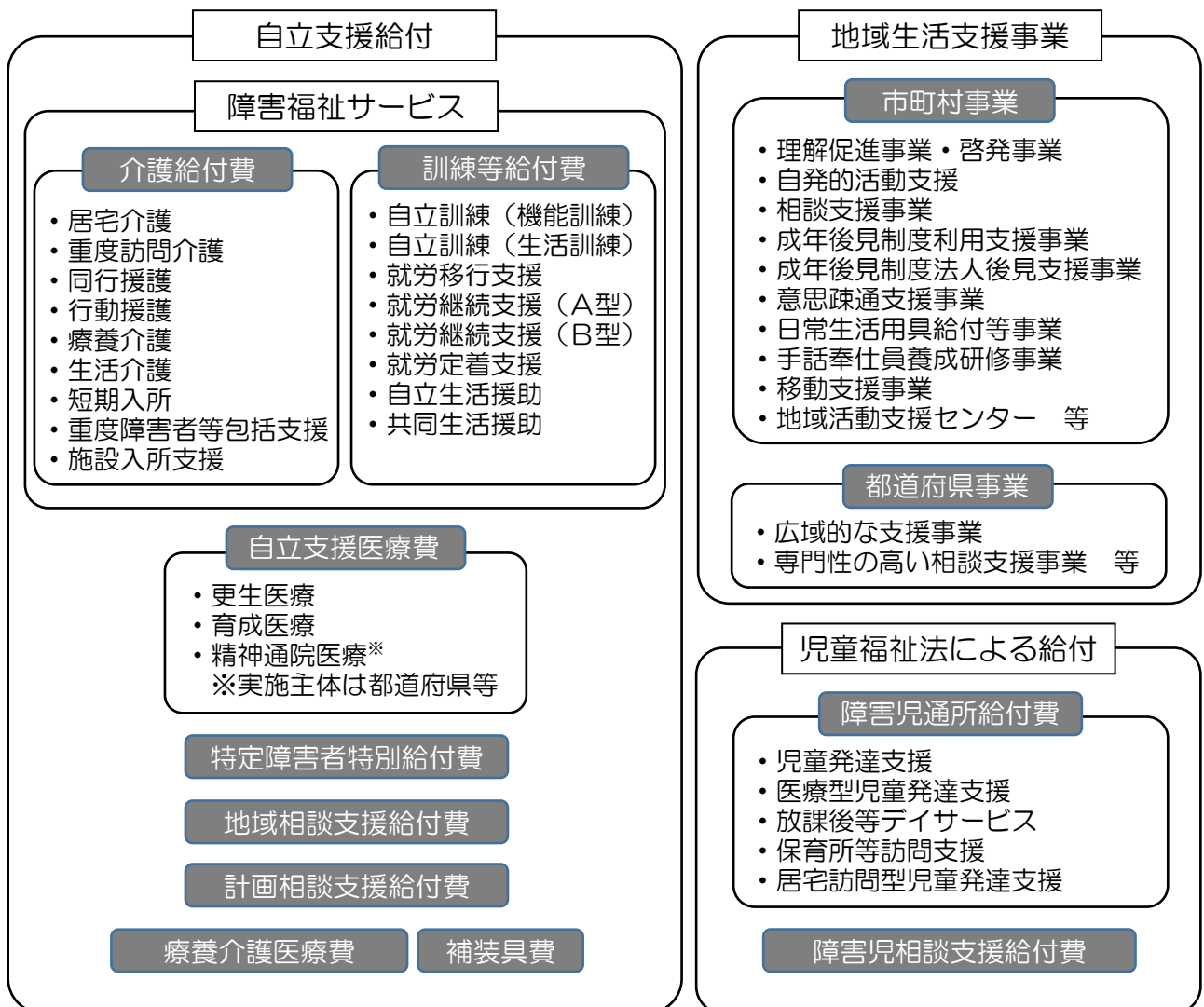
地域包括ケアシステムの構築をはじめ、松田町単独ではサービスの提供・体制の整備が困難なものについては、近隣市町等との広域的な連携・協力により、サービス基盤の整備・充実に図ります。

また、県に対しても、さらに専門的かつ広域的な支援体制の構築を要望します。

# 障がい福祉サービスの体系

## 1 サービス提供体制の全体像

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と「相談支援」、及び国や都道府県の財政援助の下で地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児支援に係るサービスは、「児童福祉法」を根拠として実施されるものです。



---

## 2 自立支援給付

---

自立支援給付は、(1) 介護給付、(2) 訓練等給付、(3) 自立支援医療、(4) 補装具の4つに分類されます。

福祉サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

### (1) 介護給付

- 在宅の方の入浴・排せつ・食事等の日常生活の支援のほか、外出時の同行・代筆・代読等の行動支援、自宅で介護をしている方が病気の場合などに短期間介護を行うなど総合的な支援を行います。
- 施設に入所されている方、グループホームで生活をされている方にも同様に介護等の支援を実施します。
- 地域での一人暮らしへ移行された方の相談や周囲との関係について定期的に把握し、助言や指導を行うなど自立に向けた相談体制を拡充していきます。

### (2) 訓練等給付

- 自立した日常生活・社会生活を送るために必要な身体機能の向上、生活能力の向上等を目的とした訓練や、一般就労を希望する方の知識・能力の向上、就労機会の提供といった自立や社会参加のために必要な訓練を実施していくサービスです。
- 就労までの支援だけでなく、就労後の助言・指導や雇用先企業との連絡調整等、職場定着を目標とした支援体制を整備していきます。

### (3) 自立支援医療

- 心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する助成制度です。
- 対象となる主な障がいは、精神疾患、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心疾患や腎臓機能障がい等の内部障がいです。

#### (4) 補装具

- ・日常生活における移動時や就労場面における能率の向上等を目的として、身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に要した費用の一部を支給します。
- ・用具の給付・貸与については地域生活支援事業で実施します。

---

### 3 地域生活支援事業

---

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条において法定化された事業で、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら、市町村が主体となって実施します。

必須事業は「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」となっています。

# 第 5 章

## 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

### 1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

#### （1）福祉施設から入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点の入所者数から1人削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の入所者数から2人移行

成果目標	
令和5年度末の施設入所者数	17人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回

※引き続き、令和5年度末までに圏域内で協議の場の設置に向けて検討に努めます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回

※令和2年度下半期から試験的運用を開始、検証及び検討作業を併せて実施しています。  
引き続き、令和5年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項についてはPDCAに基づき検証と検討を行います。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度末の一般就労者数 0人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.30倍以上	就労移行支援における一般就労移行者数 3人
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.26倍以上	就労継続支援A型における一般就労移行者数 0人
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度における令和元年度実績の1.23倍以上	就労継続支援B型における一般就労移行者数 1人
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の基本方針に基づき実施

成果目標	
令和5年度における一般就労移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	4人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	70%



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	1か所	【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本】
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	設置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備については、令和5年度末までに圏域設置に努めます。

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講開催やペアレントメンターの育成、ピアサポート活動への参加については、町母子保健事業や周辺地域の状況を見つつ検討していきます。

○また、第2期松田町子ども・子育て支援事業計画に基づき、障害のある児童の受入体制については、支援を必要とする児童の保育の実施にあたって、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末に基幹相談支援センターを設置、今後さらに機能及び内容の充実を図る。

## (7) 障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	HP等で周知を図っていく。

---

## 2 障がい福祉サービスの見込量

---

### (1) 訪問系

---

#### ① 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・自宅、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分1（要支援程度）以上の人が利用の対象となります。

#### ② 重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
- ・障害支援区分が区分4（要介護3程度）以上で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている人が対象となります。

#### ③ 同行援護

- ・外出時において、障がいのある人に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、（代筆・代読含む）移動の援護等を行うサービスを提供します。
- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が対象となります。

#### ④ 行動援護

- ・知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・障害支援区分が区分3（要介護2程度）以上で、区分認定調査での行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である人が対象となります。

#### ⑤ 重度障害者等包括支援

- ・介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
- ・常時介護が必要な人で特に介護の必要な程度が高いと認められた人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
- ・障害支援区分が区分6（要介護5程度）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知

的障がいのある人が対象となります。

【実績と見込み量】（月平均）

（上段：時間分、下段：人分）

サービス名	単位	実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分	15	17	16	16	17	18
	時間分	92	98	126	145	170	195
重度訪問介護	人分	0	0	1	1	1	1
	時間分	0	0	104	300	300	300
同行援護	人分	2	1	1	1	1	1
	時間分	12	7	6	10	10	10
行動援護	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

【サービス見込み量確保のための方策】

身体介護や家事援助等の短時間の集中的な利用、重度訪問介護等の長時間滞在型サービス、同行援護・行動援護等の外出時の援護など、ニーズに合った見込み量の確保のため、近隣のサービス提供事業者と連携を図ります。

（2）日中活動系

① 生活介護

- ・常に介護を必要とする人に、主に昼間に事業所で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
- ・常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。
- ・すべてのサービスの中で最もニーズの高いサービスであり、障がいのある人の充実した日中活動のために、創意と工夫に満ちた日中活動の場を確保する必要があります。

【実績と見込み量】

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	740	722	701	740	740	740
利用者数	40	38	39	40	40	40

【 サービス見込み量確保のための方策 】

生活介護は、自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付サービスを組み合わせて実施することが可能であり、近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

② 療養介護

- ・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。

【 実績と見込み量 】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	1	0	1	1	1

【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス支援事業者との連携により、見込み量の確保とサービスの質の向上に努めます。

③ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。

【 実績と見込み量 】

ア 機能訓練

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	2	0	4	4	4	4
利用者数	1	0	1	1	1	1

## イ 生活訓練

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	21	2	21	21	21	21
利用者数	1	1	1	1	1	1

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。また、就労移行支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ④ 就労移行支援

- 一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。

### 【 実績と見込み量 】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	58	81	115	135	155	175
利用者数	3	4	6	7	8	9

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。また、就労継続支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑤ 就労継続支援（A型・B型）

- 一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【 実績と見込み量 】

#### ア A型（雇用型）

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	80	104	79	100	120	140
利用者数	4	4	4	5	6	7

## イ B型（非雇用型）

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	482	536	539	540	555	570
利用者数	32	35	35	35	36	37

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス提供事業者との連携により、見込み量の確保とサービスの質の向上に努めます。また、就労移行支援や就労定着支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑥ 就労定着支援

- ・一般就労した障がいのある人が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所を訪問することで、障がいのある人や企業を支援します。

### 【 実績と見込み量 】

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	3	2	2	2	2

### 【 サービス見込み量確保のための方策 】

サービス提供事業者の動向等に注視しながら、必要な見込量の確保に努めます。また、就労移行支援や就労継続支援などの関連サービスの円滑な連携を図ります。

### ⑦ 短期入所（ショートステイ）

#### ア 福祉型

- ・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の障がいのある人等が対象になります。

### 【 実績と見込み量 】

（上段：人日分、下段：人分）

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	49	28	40	16	20	24
利用者数	6	4	2	4	5	6

## イ 医療型

- ・難病患者等や重症心身障者など医療的なケアが特に必要な方について、医療機関等で短期間夜間も含め、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### 【実績と見込み量】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	0	0	0	6	6	6
利用者数	0	0	0	1	1	1

### 【サービス見込み量確保のための方策】

地域で生活するために重要なサービスであるため、サービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

## ⑧ 自立生活援助

- ・障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人が一人暮らしを希望する人の居宅を定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

### 【実績と見込量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0	1

### 【サービス見込量の確保のための方策】

近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、目標量を確保していきます。  
障がいの程度に応じて、関連サービスとの円滑な連携を図ります。

## (3) 居住系

### ① 共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。



【実績と見込み量】

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	12	13	13	13	14	15

【サービス見込み量確保のための方策】

地域移行を円滑に進めるため、近隣のサービス提供事業者と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

② 施設入所支援

- ・夜間や休日、施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人が対象になります。

【実績と見込み量】

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	18	18	18	18	17	16

【サービス見込み量確保のための方策】

サービス利用者のニーズを把握し、近隣の施設と連携を図りながら、入所調整を行っていきます。

(4) 相談支援〔計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）〕

① 計画相談支援

- ・サービス内容は、障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもので、利用者像は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある人または障がいのある子どもとなります。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、利用者のニーズを踏まえ、町が介護保険制度の居宅サービス計画（ケアプラン）に盛り込まれた内容で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めず障害福祉サービス等を利用することができます。

## ② 地域相談支援（地域移行支援）

- ・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象となります。

## ③ 地域相談支援（地域定着支援）

- ・常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。

### 【実績と見込み量】

(単位：人)

	実績値			見込値※		
	平成30年度	令和2年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	16	16	18	18	18	18
② 地域移行支援	0	0	0	0	0	0
③ 地域定着支援	0	0	0	0	0	0

### 【サービス見込み量確保のための方策】

障がいのある人の地域生活を支援していくために、相談支援事業者と連携して必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

相談支援を実施する指定相談事業者の設置を進め、相談支援が必要な人が、障がいのある人の相談ニーズを受け止めた質の高い相談支援が利用できるよう、事業を推進していきます。

事業実施にあたっては、相談支援事業者と連携して関係機関が参画した個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援体制の整備と充実を進めます。

\*目標値の0：これまでのサービス利用実績や地域の実情を踏まえて設定することとされているため、計画上は0となっています。

【 自立支援給付の見込み量一覧 】

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
(1) 訪問系	①居宅介護 (ホームヘルプ) ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障がい者等包括支援	利用者数 (月平均人数)	18	19	20		
		平均利用時間/人 (時間)	9	9	10		
		サービス見込み量 (月平均時間分)	455	480	505		
(2) 日中活動系	①生活介護	利用者数 (月平均人数)	40	40	40		
		平均利用日数/人 (日)	19	19	19		
		サービス見込み量 (月平均人日分)	740	740	740		
	②療養介護	サービス見込み量 (年間利用者数)	1	1	1		
		③自立訓練	機能訓練	利用者数 (月平均人数)	1	1	1
				平均利用日数/人 (日)	4	4	4
	サービス見込み量 (月平均人日分)			4	4	4	
	生活訓練	利用者数 (月平均人数)	1	1	1		
		平均利用日数/人 (日)	21	21	21		
		サービス見込み量 (月平均人日分)	21	21	21		
	④就労移行支援	利用者数 (月平均人数)	7	8	9		
		平均利用日数/人 (日)	19	19	19		
		サービス見込み量 (月平均人日分)	135	155	175		
	⑤就労継続支援	A型	利用者数 (月平均人数)	5	6	7	
			平均利用日数/人 (日)	20	20	20	
サービス見込み量 (月平均人日分)			100	120	140		
B型		利用者数 (月平均人数)	35	36	37		
		平均利用日数/人 (日)	15	15	15		
		サービス見込み量 (月平均人日分)	540	555	570		

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
(2) 日中活動系	⑥就労定着支援		利用者数 (月平均人数)	2	2	2
	⑦短期入所 (ショートステイ)	利用者数 (月平均人数)		4	5	6
		平均利用日数/人 (日)		4	4	4
		サービス見込み量 (月平均人日分)		16	20	24
	イ医療型	利用者数 (月平均人数)		1	1	1
		平均利用日数/人 (日)		6	6	6
		サービス見込み量 (月平均人日分)		6	6	6
⑧自立生活援助		利用者数 (月平均人数)	0	0	1	
(3) 居住系	①共同生活援助		サービス見込み量 (年間利用者数)	13	14	15
	②施設入所支援		サービス見込み量 (年間利用者数)	18	17	16
(4) 相談支援	①指定計画相談支援		サービス見込み量 (年間利用者数)	18	18	18
	地域 相談 支援	①地域移行支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	0
		②地域定着支援	サービス見込み量 (年間利用者数)	0	0	0

---

## 3 地域生活支援事業の見込量

---

### (1) 相談支援事業

---

相談支援事業は、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者または障がいのある人の介護を行う人からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がいのある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整やその他の障がいのある人の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

障がいのある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図るとともに、総合的な窓口を充実するため組織の充実と相談室の設置を検討します。さらに、各課・施設等において第一次的な相談を受けられるよう、職員の研修に努めます。また、福祉サービスに関する苦情の受付・対応についても検討を行います。

相談支援事業は、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）に分かれています。

さらに、松田町では、足柄上地区（1市5町）で共同実施している地域自立支援協議会の充実を図り、よりよい支援体制の構築について取り組んでいきます。

#### ① 障害者相談支援事業

- ・障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行う事業です。

#### ② 市町村相談支援機能強化事業

- ・一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
- ・具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難事例等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

#### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- ・住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がいのある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等に関する支援を行う事業です。

## 【実績と見込み量】

### ① 障害者相談支援事業

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

### ② 市町村相談支援機能強化事業

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有	実施有

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

### ③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

## 【サービス見込み量確保のための方策】

サービス利用の入口となる相談支援事業について、相談支援事業所同士の連携と各サービス提供事業者との連携を深める機会の確保に努め、必要な情報の共有と的確な連絡調整を支援します。

今後は、相談活動を充実させるために民生委員児童委員等の支援体制を整備し、地域で気軽に相談できる体制づくりとともに、適切な情報提供に努めます。

### ④ 地域自立支援協議会

地域の実情に応じた支援体制の整備を図るため、関係機関や関係団体、障がい者福祉、医療、教育または雇用に関する職務従事者やその他関係者により、地域の支援における課題や情報を共有し、よりよい支援体制について協議を行います。

【実績と見込み量】

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

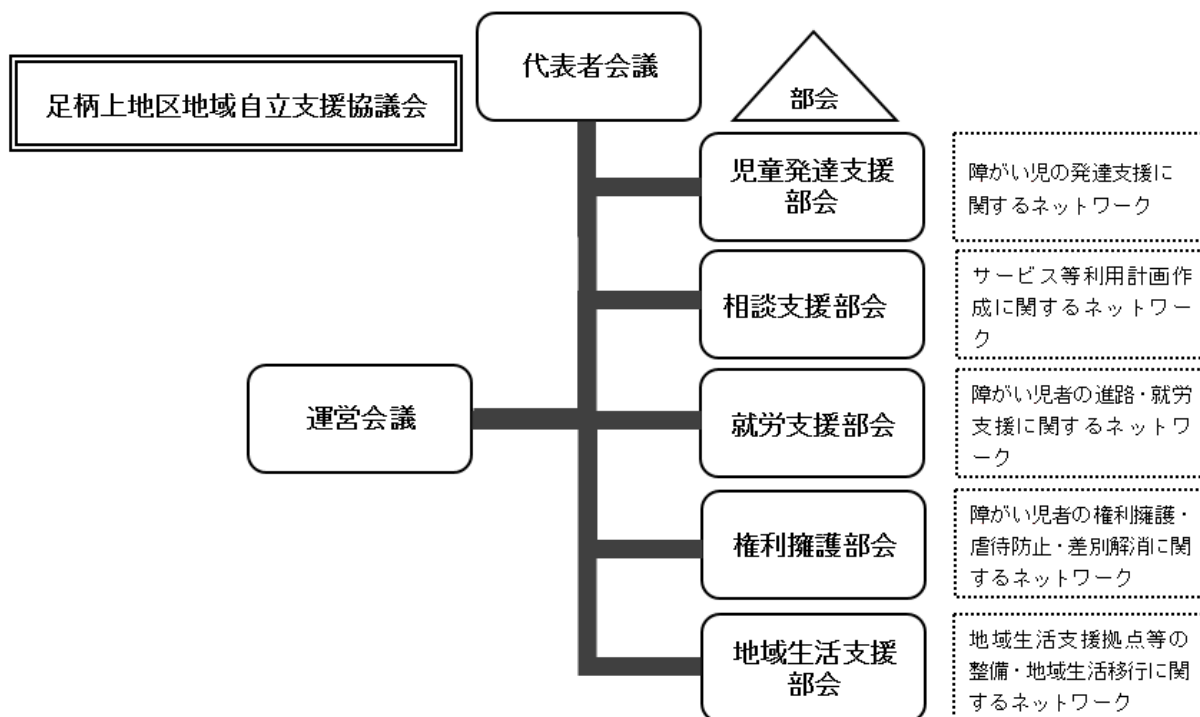


図 6 地域自立支援協議会イメージ（令和2年度現在）

（2）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及促進を図り、障がいのある人の権利擁護を図ります。また障害福祉サービス利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成することで成年後見制度の利用を支援します。

【実績と見込み量】

(単位：件)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	1	1	2	2	2	2

【サービス見込み量確保のための方策】

成年後見制度に関する情報の周知を図り、成年後見制度の利用促進を図ります。

### (3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

#### 【実績と見込み量】

##### ① 手話通訳者派遣事業

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3	9	4	4	4	4

##### ② 要約筆記者派遣事業

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0	0

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や派遣元（神奈川県聴覚障害者総合福祉協会）や松田町意思疎通支援者登録者との連携を図ります。

### (4) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

#### 【実績と見込み量】

(単位：件)

年給付・貸与件数	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 介護・訓練支援用具	0	0	0	0	0	0
② 自立生活支援用具	2	0	0	2	2	2
③ 在宅療養等支援用具	2	1	1	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	2	0	2	4	4	4
⑤ 排泄管理支援用具	251	288	264	267	274	281
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	0	1	1	1	1



【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切にサービスを利用できるように、情報の周知や障がいの特性に合った日常生活用具の給付・貸与に努めます。

## (5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活と社会参加を促進します。

【 実績と見込み量 】

(上段：人、下段：時間)

	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9	10	10	10	10	10
年延べ利用時間数	1114	1354	1135	1201	1201	1201

【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業所と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

## (6) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うため、継続して事業者へ委託することにより「地域活動支援センター」事業の充実を図ります。

### ① 基礎的事業

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うものです。

### ② 機能強化事業

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス等の事業を併せて行うことで、充実した地域活動支援センター事業を実施します。

【実績と見込み量】

(単位：人分、箇所)

		実績値			見込値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①基礎的事業	利用者数	7	5	5	6	6	6
	実施箇所	1	1	1	1	1	1
②機能強化事業	実施箇所	1	1	1	1	1	1

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

【サービス見込み量確保のための方策】

足柄上郡1市5町共同で県指定の相談支援事業者（開成町に設置している事業所）に委託しており、継続的に見込み量の確保に努めます。

（7）理解促進研修・啓発

障がい者・児に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

※足柄上地区（1市5町）で共同実施

（8）自発的活動支援

松田町身体障害者協会等の障がい者・児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

（9）その他

① 日中一時支援事業

- ・障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5	6	3	6	6	6

【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業所と連携を図りながら、見込み量の確保に努めます。

② 障害者住宅設備改良補助事業

- ・在宅の重度障がいのある人またはその保護者が、既存住宅の玄関や台所・浴室等を障がいに適するように改造する場合に、一定金額まで補助を行います。

【 実績と見込み量 】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	2	1	1

【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

③ 自動車燃料費助成事業

- ・障がいのある人本人またはその家族が運転する場合に自動車の燃料費を一定額助成し、障がいのある人の行動範囲の拡大を支援します。

【 実績と見込み量 】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	41	39	34	34	34	34

【 サービス見込み量確保のための方策 】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

④ 身体障害者用自動車改造費助成事業

- ・身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

⑤ 下肢等障害者自動車運転訓練費補助事業

- ・ 下肢等に障がいがある人が就労等に伴い自動車運転免許の取得する場合、免許取得に要する経費の一部を補助することにより、就労等社会活動への参加の促進を図ります。

【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

⑥ 障害者福祉タクシー助成事業

- ・ 福祉タクシー券を発行し、初乗り運賃分を助成します。
- ・ なお、自動車燃料費助成事業に登録している場合には対象になりません。福祉タクシー券の交付か自動車燃料費の補助どちらかの助成になります。

【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	71	69	74	74	74	74

【サービス見込み量確保のための方策】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

### ⑦ 障害者施設通所交通費助成事業

- ・知的または精神障がいのある人が通所施設等に通所する際の交通費を助成し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るものです。

#### 【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	23	21	23	25	27	29

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

適切な支給決定や情報の周知、予算の確保等を行い、事業を推進します。

【 地域生活支援事業の見込み量一覧 】

事業名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
(1) 相談支援事業									
①障害者相談支援事業	1			1			1		
②市町村相談支援機能強化事業	実施有			実施有			実施有		
③住宅入居等支援事業	1			1			1		
④基幹相談支援センター	実施有			実施有			実施有		
(2) 成年後見制度利用支援事業	2			2			2		
(3) コミュニケーション支援事業									
①手話通訳者派遣事業	4			4			4		
②要約筆記者派遣事業	0			0			0		
(4) 日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具	0			0			0		
②自立生活支援用具	2			2			2		
③在宅療養等支援用具	2			2			2		
④情報・意思疎通支援用具	4			4			4		
⑤排泄管理支援用具	267			274			281		
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1			1			1		
(5) 移動支援事業	箇所	利用者数	年延べ時間	箇所	利用者数	年延べ時間	箇所	利用者数	年延べ時間
	12	10	1201	12	10	1201	12	10	1201
(6) 地域活動支援センター事業	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数			
①基礎的事業	1	6	1	6	1	6			
②機能強化事業	1	—	1	—	1	—			
(7) その他の事業	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数			
①日中一時支援事業	13	6	13	6	13	6			
②障害者住宅設備改良補助事業	—	2	—	1	—	1			
③自動車燃料費助成事業	—	34	—	34	—	34			
④身体障害者用自動車改造費助成事業	—	0	—	1	—	1			
⑤下肢等障害者自動車運転訓練費補助事業	—	0	—	1	—	1			
⑥障害者福祉タクシー助成事業	—	74	—	74	—	74			
⑦障害者施設通所交通費助成事業	—	25	—	27	—	29			

## 4 障がい児福祉サービスの見込量

### ① 児童発達支援

- ・児童発達センター等の施設において、日常生活の基本的な動作の指導や知識技能の獲得、集団生活への適応訓練などの支援を中心に、通所利用の障がい児への適切な療育の場を提供します。

#### 【実績と見込み量】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	131	94	119	119	131	142
利用者数	7	8	10	10	11	12

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

### ② 医療型児童発達支援

- ・機能訓練、医学的管理下での支援が必要な児童に対して支援を行います。

#### 【実績と見込み量】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0

#### 【サービス見込み量確保のための方策】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

### ③ 放課後等デイサービス

- ・障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。
- ・療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる子どもが対象になります。

【実績と見込み量】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	154	218	210	210	220	230
利用者数	20	25	23	23	24	25

【サービス見込み量確保のための方策】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

④ 保育所等訪問支援

- ・保育所等を訪問し、障がい児等に対して集団生活への適応に向けて専門的な支援を行います。

【実績と見込み量】

(上段：人日分、下段：人分)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用日数	1	1	1	1	1	1
利用者数	1	1	1	1	1	1

【サービス見込み量確保のための方策】

保育所等と連携し、保護者のニーズや就園児の障がいの特性に応じて支援を行います。

⑤ 障害児相談支援

- ・障がい児が障害児通所支援を利用する前に、支援サービスの利用計画を作成する「障害児支援利用援助」と、通所支援開始後、定期的なモニタリング等を行うことで、効果的にサービスを利用するための「継続障害児支援利用援助」を行います。
- ・なお、障がい児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

【実績と見込み量】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5	3	3	5	7	10



【 サービス見込み量確保のための方策 】

関係機関と連携し、保護者のニーズや児童の障がいの特性に応じて支援を行います。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

- ・重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【 実績と見込み量 】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0	0

【 サービス見込み量確保のための方策 】

- ・居宅訪問型児童発達支援を提供する事業所との連携に努めます。

⑦ 中等度難聴児発達支援事業

- ・中等度難聴児に対し、言語の習得、生活能力及びコミュニケーション能力等の向上に必要な支援を行います。

【 実績と見込み量 】

(単位：人)

月平均	実績値			見込値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0	0	0	0	0	0

【 サービス見込み量確保のための方策 】

近隣のサービス提供事業者との連携を強化し、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めます。

【 障害児通所支援の見込み量一覧 】

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童発達支援	利用者数 (月平均人数)	10	11	12
	平均利用日数/人 (日)	12	12	12
	サービス見込み量 (月平均人日分)	119	131	142
②医療型児童発達支援	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
	平均利用日数/人 (日)	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
③放課後等デイサービス	利用者数 (月平均人数)	23	24	25
	平均利用日数/人 (日)	10	10	10
	サービス見込み量 (月平均人日分)	210	220	230
④保育所等訪問支援	利用者数 (月平均人数)	1	1	1
	平均利用日数/人 (日)	1	1	1
	サービス見込み量 (月平均人日分)	1	1	1
⑤障害児相談支援	利用者数 (月平均人数)	5	7	10
	平均利用日数/人 (日)	1	1	1
	サービス見込み量 (月平均人日分)	5	7	10
⑥居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
	平均利用日数/人 (日)	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0
⑦中等度難聴児発達支援事業	利用者数 (月平均人数)	0	0	0
	平均利用日数/人 (日)	0	0	0
	サービス見込み量 (月平均人日分)	0	0	0

## 第6章

# 計画の推進に向けて

## 1 施策相互の連携・ネットワーク化

本計画による施策展開を効果的かつ効率的に推進するため、「松田町第6次総合計画 まちづくりアクションプログラム」や「松田町ふれあい計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」「松田町障害者福祉計画」等の上位・関連計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業を展開するとともに、関係機関および庁内関係各課による連携を強化し、総合的な障がい者施策の展開に取り組みます。

## 2 国・神奈川県・近隣市町等との連携

本計画の内容は、近隣市町と共同設置または共同委託など、松田町単独で対応できないものも含まれています。国や神奈川県の事業や施設を利用することが必要なもの、近隣の市町と連携することでより効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

## 3 住民・民間団体・事業者との連携

本計画を推進し、障害のある人のニーズに合った施策を展開するためには、行政による対応だけでなく障がいのある人の団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体の協力が不可欠です。それら関係団体と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向け取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活の支援を充実していくためにも、保健・医療・福祉関係等による連携を図ります。

---

## 4 障害福祉サービス等の提供体制の整備

---

障がいのある人とその家族への相談支援と情報提供に積極的に取り組み、障がいのある人のニーズの把握と問題解決に努めます。また、必要なサービスが的確かつ円滑に行われるよう、サービス提供事業者を支援するほか、松田町へのサービス提供事業者の誘導に努めます。

また、特に障がい児支援においては、特定障害児相談支援事業者が保護者に対し、より質の高い充実した相談支援と情報提供に取り組めるよう支援に努めます。

# 資料編

## 1 用語説明

用語	説明
あ 行	
一般就労	一般企業等で雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障がい福祉サービス事業所等で就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする障がい児のこと。
か 行	
基幹相談支援センター	地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害のある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
グループホーム	地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。
合理的配慮	障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で様々な制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、その除去に過度の負担が伴わない場合は、障がいのある方に対し必要かつ適当な変更・調整を行う配慮のこと。車椅子の方が乗り物に乗るときに手助けをすることや、障害のある方の障がいの特性に応じ、筆談や読み上げ等の対応をとることなどが挙げられる。

さ 行	
児童発達支援センター	児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。
社会的障壁	障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のこと。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習、障がいのある方への偏見などを指す。
手話通訳者	聴力及び言語障がいのある方と健聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話を用いた通訳を行う者のことで、原則として全国統一試験に合格した後、各都道府県の審査を通過する必要がある。現在はボランティアによる支援が多く、各自治体が養成・派遣を行う「手話奉仕員」びよる活動も普及している。なお、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障がい者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話を用いて聴覚障がいのある方と健聴者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者を「手話通訳士」という。
障害支援区分	市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。
自立支援協議会	関係機関や関係団体、障がいのある方とその家族、また、障がいのある方の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②視覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語障がい又は咀嚼機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい）で、障がいの程度により、1級（重度）から6級（軽度）の等級が記載される。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

た 行	
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域生活支援拠点	障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人、子どもが地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
な 行	
難 病	国の「難病対策要綱」によると、「①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護等に人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されている。
日常生活用具	障がい者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点で共通している。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことを言う。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置したりする等のハード面だけでなく、物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。
補装具	義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。
ら 行	
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更正相談所において「知的障害」と判定された者に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、神奈川県では、4段階に区分している。

